

鴨川市地域公共交通会議の運営方法について

鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を以下のとおりとする。

1 会議の開催

会議の開催日、時間及び場所は事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に委員に通知する。

2 委員の発言

委員は、発言をしようとするときは、挙手の上、議長の許可を得てから発言するものとする。

3 会議の公開、会議録の作成及び公表

会議の公開、会議録の作成及び公表は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成 17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成 17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

（1） 会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、会議を非公開とすることができるものとする。
 - ・法令等に特別の定めがある場合
 - ・会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合
 - ・不開示情報が含まれる事項について審議、調査を行う場合
- ② ①により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。
- ③ ①により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。
- ④ 会議の公開に係る傍聴に関する手続等は、別記のとおりとする。

（2） 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後、速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・開催の日時及び場所
 - ・出席委員等の所属、職及び氏名
 - ・議事、発言委員名及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員 1 名が、これを確認し、署名するものとする。

- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに配架するとともに、ホームページへ掲載するものとする。ただし、（１）①により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しないものとする。

4 その他

上記のほか、会議の運営方法等について疑義が生じた場合は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(別記)

会議の傍聴に関する手続等について

鴨川市地域公共交通会議

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出ることとし、会議開催日に当該開催場所で傍聴受付票（別記様式）を事務局へ提出するものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の1週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍 聴 受 付 票	
所定の事項を記入のうえ、係員に渡してください。	
氏 名	
住 所	
備 考	

○鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号） 抜粋

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委嘱等）

第 3 条 委員は、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。）が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

（会長、副会長等）

第 4 条 会長又は委員長（以下この条及び次条において単に「会長」という。）及び副会長又は副委員長（第 3 項において単に「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

～ 中略 ～

(経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に附則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第 3 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれる同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。
- 11 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関と同一の名称の合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれ同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における当該従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 12 前項の規定により附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなされた者の数が別表に定める委員の定数を超える附属機関にあっては、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当該者の任期に限り、当該者の数をもって委員の定数とする。
- 13 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長の職にあるものは、それぞれ別表に掲げる同一の名称の附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

～ 中略 ～

別表（第 2 条関係） 抜粋

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 地域公 共交通 会議	市長の諮問に応じ、重要な地域公共交通施策に関する事項について調査審議を行うこと及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき必要となる事項、国庫補助金交付に必要な交通計画の策定に関する事項等について協議を行うこと。	会長 1 人 、副会長 1 人 及 び こ れ ら 以 外 の委員	19 人 以内	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 3 第 1 項各号及び第 2 項各号並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 2 項各号に掲げる者のうち市長が必要と認める者	2 年

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（１）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（２）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（３）法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４）公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（５）市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（６）市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事

務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録（当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。）を一般の閲覧に供するものとする。

○鴨川市情報公開条例施行規則（平成 18 年鴨川市規則第 16 号） 抜粋

(附属機関等の会議の公開方法等)

第 13 条 条例第 23 条の規定による附属機関等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の公開は、希望する者に会議を傍聴させる方法により行う。

2 附属機関等の長は、条例第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当することにより附属機関等の会議を公開しないこととするときは、公開しない理由を明らかにした上で、次のいずれかの方法により、会議を公開しない決定をするものとする。

(1) 会議における議決

(2) 委員個別の承認

(3) その他附属機関等が定める方法

3 公開する附属機関等の会議を開催するときは、当該附属機関等を置く実施機関は、事前に当該附属機関等の会議を開催する旨を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

○鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

平成17年7月4日

一部改正 平成31年3月19日

1 趣旨

本市における附属機関の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、市政への市民参画の促進及び公正でより開かれた市政の実現に資するため、「鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針」を定めるものとする。

2 定義

この指針において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置するものをいう。

3 鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針についての基本姿勢

この指針は、附属機関の新たな設置、附属機関の見直し、委員の選任、委員の公募、会議の公開等について、基本的な考え方を示すものであり、本市における附属機関の設置及び運営等に関しては、他に特別な定めのあるもののほか、本指針によることとする。

4 附属機関の設置及び運営等に関する基本指針

附属機関の設置及び運営等に関する基本指針として、以下のとおり定める。

(1) 附属機関の新たな設置

附属機関の新たな設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と重複又は類似していないか、また、真に必要なものかどうかを十分に精査の上、設置するものとする。
- ② 可能な限り、その設置期間を明示するものとする。

(2) 附属機関の見直し

次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 1年以上、会議が開催されていないもの
- ② 目的が既に達成されているもの
- ③ 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下してきたもの
- ④ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑤ その他行政の総合性の確保、簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

(3) 委員の選任

附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。なお、既に委員を選任している附属機関については、次の委員改選時から適用するものとする。

- ① 委員の定数の基準は、次のとおりとする。ただし、特に法令に定めがある場合及びこれに基づかない特別な理由がある場合は、この限りでない。

ア 全般の行政分野に係るもの又は特に広範な審議を必要とするもの 15人以内

イ 複数の行政分野に係るもの又は広範な審議を必要とするもの 10 人以内

ウ 個別の行政分野に係るもの 7 人以内

② 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。

③ 積極的に女性の意見を市政に反映させるため、女性の登用についてはそれぞれの附属機関における割合が30%以上になるよう努めるものとする。

④ 市議会議員は、特に法令に定めがあるもののほか、委員に選任しないものとする。
(平成29 年 4 月 25 日付け鴨議第93 号「議員の執行部附属機関への委員就任の制限について(通知)」)

⑤ 市職員(特別職を含む。)は、特に法令に定めがあるもののほか当該附属機関の不可欠な構成要素である場合を除き、委員に選任しないものとする。

⑥ 委員の在任期間は、通算して10 年を超えないものとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

⑦ 同一の者を委員として選任できる附属機関の数は、原則として3 機関までとする。ただし、専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(4) 委員の公募

政策等の意思形成段階からの積極的な市民参画を促進させ、附属機関のより公正な運営を図るため、委員の選任にあたっては可能な限り公募の方法によることとする。

なお、委員の公募は附属機関の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で行うこととし、その取扱い、鴨川市附属機関の委員の公募に関する実施要領(平成17 年 7 月 4 日制定)の定めるところによる。

(5) 会議の公開

附属機関の運営の透明性を確保し、より開かれた市政を実現するために、原則として会議を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、当該会議を公開しないこととし、その場合は、会議を公開しない理由を明らかにすることとする。

なお、附属機関の会議の公開及び運営等については、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領(平成17 年 7 月 4 日制定)の定めるところによる。

5 その他

本指針に基づき取り組むこととした事項については、適宜、その実施状況について市民に公表するものとする。

6 施行期日

この指針は、平成17 年 7 月 4 日から施行する。

改正後の指針は、平成31 年 4 月 1 日から施行する。

○鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領

平成17年 7 月 4 日

最終改正 平成31年 3 月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市情報公開条例（平成18 年鴨川市条例第6号。以下「条例」という。）第23 条及び鴨川市附属機関の設置及び運営等に関する指針（平成17 年 7 月 4 日制定。以下「指針」という。）に基づき、附属機関等の会議の公開の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「附属機関等」とは、条例第23 条第1項に規定する附属機関等をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 法律、条例等に会議を非公開とする旨の定めがある場合
- (2) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (3) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 会議における決定
- (2) 委員等全員による個別の承認
- (3) その他附属機関等が定める方法

2 附属機関等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 附属機関等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の傍聴者に会議資料を配布するものとする。

(会議開催の周知)

第6条 附属機関等を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに会議を開催する旨を周知させるものとする。

る。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の周知は、所管課の長が、会議の開催に係る事項を記載した会議開催のお知らせ（別記様式）を作成し、市庁舎内等へ掲示することにより行うものとする。

3 前項の規定によるもののほか、附属機関等の会議を開催するに当たっては、広報紙又はホームページへの掲載により周知に努めるものとする。

（会議録の作成）

第7条 附属機関等の長は、会議終了後速やかに事務局をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、当該会議における発言内容、審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

3 会議録の内容については、附属機関等の長が指定した者の確認を得るものとする。

（会議録の閲覧等）

第8条 所管課の長は、公開した会議の会議録及び会議資料を市政情報コーナーに備え置き、市民の閲覧に供するとともに、可能な限り当該会議録及び会議資料をホームページへ掲載するものとする。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、附属機関等の会議の実施状況について、毎年1回公表しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。